

議案第29号

八幡浜港港湾区域内の行為規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和元年6月10日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

八幡浜港港湾区域内の行為規制に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜港港湾区域内の行為規制に関する条例（平成17年条例第188号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中下線で示し、又は太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示し、又は太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1 水域及び公共空地占用料				別表第1 水域及び公共空地占用料			
(表略)				(表略)			
備考				備考			
1 1平方メートル未満の端数は切り捨てる。ただし、1件の占用面積が1平方メートル未満のときは、1平方メートルとする。				1 1平方メートル未満の端数は切り捨てる。ただし、1件の占用面積が1平方メートル未満のときは、1平方メートルとする。			
2 1件の金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。				2 1件の金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。			
3 占用期間が1箇年に満たないときは、この表に掲げる料金の12分の1に相当する額を1箇月の料金とし、その期間が1箇月に満たないときは、その期間に応じた占用料に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。				3 占用期間が1箇年に満たないときは、この表に掲げる料金の12分の1に相当する額を1箇月の料金とし、その期間が1箇月に満たないときは、その期間に応じた占用料に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。			
別表第2 土砂等の採取料				別表第2 土砂等の採取料			
種目	単位	金額	摘要	種目	単位	金額	摘要
土砂	1立方メートル	53.5円		土砂	1立方メートル	52.5円	
砂利	1立方メートル	53.5円		砂利	1立方メートル	52.5円	
栗石	1立方メートル	85.5円		栗石	1立方メートル	83.9円	
転石又は岩石	1立方メートル	320円		転石又は岩石	1立方メートル	314円	
備考				備考			

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 1立方メートル未満の端数は切り捨てる。ただし、1件の採取体積が1立方メートル未満のときは、1立方メートルとする。2 1件の金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 | <ol style="list-style-type: none">1 1立方メートル未満の端数は切り捨てる。ただし、1件の採取体積が1立方メートル未満のときは、1立方メートルとする。2 1件の金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。 |
|---|---|

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜港港湾区域内の行為規制に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に発する納入通知書に係る占用料及び採取料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る占用料及び採取料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。